

出雲市教育大綱

《平成29年度～平成33年度》

出 雲 市

平成28年9月

第1章 はじめに

1 教育大綱策定の背景と趣旨

平成27年4月から、改正・施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4の規定により、市長と教育委員会が協議・調整する場として、「総合教育会議」を設置することとなりました。

また市長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地方公共団体の実情に応じた「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を、「総合教育会議」において協議・調整した内容に基づき定めることとされています。

出雲市では、学校教育に特化した出雲市教育委員会の特性に鑑み、学校教育への取組の方針や目標を示した、「出雲市教育大綱」（以下「大綱」という）を策定します。

2 大綱の位置付け

この大綱は、教育基本法第17条第2項に基づき策定する、「第3期出雲市教育振興計画」（平成28年度策定）の根幹を成すものです。また、出雲市の総合振興計画である『出雲未来図（2012～2021）』のまちづくりの基本方策のひとつである「人材育成都市の創造」における教育部門の構想・計画に沿ったものです。

3 期間

大綱期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、社会情勢の変化等により見直しを必要とする場合は、総合教育会議で協議・調整を行います。

第2章 大綱

1 基本理念

家庭・地域・学校で育む出雲の教育
～出雲の未来を切り拓くしなやかでたくましい人づくり～

2 教育目標

(1)豊かな心と健やかな体を持ち、自信をもって生きぬく人を育てます。

(2)ふるさとへの誇りと愛着を持ち、社会の発展に寄与する人を育てます。

(3)確かな学力と豊かな創造性を持ち、広い視野で世界にはばたく人を育てます。

3 重点目標

(1) 一人一人に生きる力を育む教育

①豊かな心

これからの時代をたくましく生きぬくために、「心の教育」を積極的に進め、生命を尊重する心、他人を思いやる心、倫理観、正義感等、人としてのあり方や生き方を学び、コミュニケーション能力を備えた、人間性豊かな児童生徒を育成していきます。

②健やかな体

健やかな体を育むために、家庭や地域と連携を図り、日常生活において正しい生活習慣を身につけさせるとともに、適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるようにします。

③確かな学力

幼児期は、学びに向かう力を育む重要な時期であり、就学前教育の充実に努めます。

義務教育においては、児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな学習指導の充実を図るとともに、家庭での学習習慣の定着化や学習支援施策の実践など、学力向上に向けた対策を講じていきます。また、教職員の資質の向上を図るとともに、教員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。

(2) 一人一人を大切にせる教育

①不登校、いじめ、問題行動などへの対応

不登校、いじめ、問題行動などへの適切な対応を行うため、教職員はもとより、市、教育委員会、児童相談所をはじめとする専門機関及び関係機関等が連携を密にし、支援体制の充実・強化を図るとともに、未然防止に向けた取組を行います。

②特別支援教育

身体的障がいや発達障がいなど、特別な支援を必要とする園児、児童生徒に対し、関係機関も含めた支援体制の構築及び施策の充実強化に取り組みます。

(3) ふるさとへの誇りと愛着を醸成する教育

“縁結びのまち出雲”をはじめとする出雲が有するブランド力を発信し、ふるさとの発展に貢献できる人材を育成するため、児童生徒がふるさとのよさを知り、ふるさとへの誇りと愛着をもつ教育を推進します。

(4) 家庭・地域と協働する学校・園づくり

地域学校運営理事会、幼稚園運営協議会を核として、家庭や地域から多くの人たちが学校の運営に積極的に関わり、様々な形で園児、児童生徒を支援していく体制強化に取り組みます。また、学校からも地域に対して貢献できるような取組を行うことで、家庭・地域と協働する学校づくりを進めます。

(5) 教育環境の充実

安全・安心で良好な学習、生活環境を確保するため、必要な増改築、特別支援学級への対応など、耐震化対策とあわせた施設整備を進めます。